

学校保健委員会 答申

諮問事項

「学校医活動活性化の具体的方策
—養護教諭、保健主事との連携強化—」

平成24年3月

京都府医師会

京 都 府 医 師 会
会 長 森 洋 一 様

京都府医師会学校保健委員会
委 員 長 長 村 吉 朗

学 校 保 健 委 員 会 答 申

平成 22 年 7 月、森会長より「学校医活動活性化の具体的方策—養護教諭、保健主事との連携強化—」について諮問を受けました。

ここに委員会での検討結果をとりまとめましたので答申いたします。

学校保健委員会委員

◎長 村 吉 朗 (東山) ○奥 村 正 治 (西京) 林 鐘 声 (西陣)
窪 田 小 弓 (乙訓) 三 村 良 明 (綴喜) 上 原 久 和 (亀岡)
鈴 木 由 一 (耳鼻科医会) 新 井 真 理 (眼科医会)
川 勝 秀 一 (山科) 上 田 忠 (伏見)
堀 井 登 志 美 (京都府教育委員会、～H23.3 月) 高 佳 世 (京都府教育委員会、H23.5～)
小 原 さ か え (京都市教育委員会)

(注) ◎=委員長、○=副委員長、順不同敬称略

担 当 理 事 柏 井 真 理 子 藤 田 克 寿

担 当 副 会 長 北 川 靖

はじめに

「学校医活動活性化の具体的方策－養護教諭、保健主事との連携強化－」というテーマは学校医にとり最も重要な課題であり目標である。結論からいうと「学校に行こう」の一言がその答えとなるのであるが、どれだけの学校医が用事もなくふらりと学校に行き「何か変わったことない？」などということが出来るであろうか。これが普段から出来る学校医にとってはこのテーマは無用のものである。しかし大部分の学校医にとり、教職員から「どちらにご用事ですか？」と問いかける不安があるのではないか。そこで学校に出向く必要性とその方法につき以下に述べたい。

保健主事とは

養護教諭は学校教育法において「養護を司る」職員と規定されており、学校保健の専門職である。また平成 20 年に出された中央教育審議会答申の中で、学校保健活動の中核として位置づけられており、学校医は、養護教諭については当然周知している。

しかし保健主事という役職は多くの学校医にとってなじみの薄いものではないだろうか。

保健主事とは、学校保健と学校全体の活動に関する調整や学校保健計画の作成、学校保健に関する組織活動の推進（学校保健委員会の運営）など学校保健に関する事項の管理に当たる職員である。

この名称が初めて使用されたのは昭和 24 年の「中等学校等保健計画実施要領（試案）」であり、既に 60 年以上が経過している。しかしながら教職員にとって「あて職」と言うべき職責であり、養護教諭がその職を兼任している場合もあるためか、その名称さえ学校医はほとんど知らない。

学校医活動は、本来正規学校教職員によってコーディネートされ、学校保健全般の活性化がなされるべきものである。養護教諭の役割、保健主事の役割と題して、采女智津江氏、戸田芳雄氏は（2011 年「小児科臨床」増刊号）平成 20 年中央教育審議会答申を踏まえ、学校保健法の一部改正により、養護教諭も保健主事もコーディネーターの役割を果たすことが求められていると述べている。養護教諭、保健主事は学校において学校保健を管理する立場にある職員であり、学校医は、養護教諭同様に保健主事とも密な連携が必要であると考ええる。

活性化の具体的方策（養護教諭よりの提案）

- 1) 学校医との打ち合わせの機会を持つ
 - 定期健康診断前後
 - 学校保健委員会前後
 - 健康相談前後
 - 感染症などの緊急対応時
- 2) 学校医に学校行事や学校の様子を知らせる
 - 学校だより
 - 保健だより
 - 学習発表会等の案内
 - 健康教育に関する案内
- 3) 学校医に児童・生徒に対する健康教育（保健学習や保健指導）への参加・協力依頼

4) 学校医会等の研修会への参加（学校医との共通理解の構築の為）

研修会や懇親会を通して

学校医個人だけではなく地区の学校医会、専門医会等、学校医の団体として学校保健に取り組むことも大切である。例えば、養護部会の研究会（全体会や支部会）や保健主事研修会等で、学校関係者の知りたいことやトピックなどを講演する。それも講演依頼を待つのではなく、積極的に講演を提案し、講師も進んで担当するなど一歩踏み出した対応が連携をますます強くする良い方策の一つであると考えられる。また一方、既に実施しているところも多いとは思いますが、学校医の研修会にも学校関係者の参加を呼びかけて、医師と学校関係者が学校保健の諸問題について情報を共有し、率直な意見交換の場を設ける。さらに、京都市学校医会が実践しているように学校医会役員と学校関係者役員等が定期的に情報交換する場を設け、交流を深めることもかなり有意義な方策である。

定期健康診断の重要性

学校医にとり定期健康診断は最も重要な仕事の一つである。それは養護教諭・保健主事にとっても同様であり、健診後の事後管理・指導を含めて、これをスムーズに問題なく行うことが出来なくて、学校の信頼を勝ち得ることが出来るはずがない。そのためにも健康診断の事前に、出来れば学校長を含めた学校側と、健診の実施方法とその意義や問題点などに対し、共通理解を図っておくことが重要である。健診場所のレイアウトすら事前に把握せずに、スムーズな健診実施は困難である。その時でも良いし事後でも良いが、健診の結果の見直しや事後指導の基準・方法について、養護教諭との打ち合わせも必要であろう。また昨今のプライバシー意識の問題として、多くの学校で健診の服装問題があがってきている。十分な健診の為に、上半身裸は医師にとり当然のことであるが、その必要性について、学校側・保護者と共通理解を、事前に図っておくことも重要である。

学校保健委員会の重要性

学校保健に深く関わると、必ずと言って良いほど、学校保健委員会の活性化という文言に出会う。この委員会は学校保健の問題・課題につき学校・保護者・学校医（学校歯科医・学校薬剤師・眼科学校医・耳鼻科学校医を含む）が話し合える唯一の機会である。京都府医師会指定学校医制度が実施され、その研修単位に学校保健委員会への出席がカウントされるようになって以降、学校医の参加が増えていると思われる。この機会に担当校の抱える問題点について学校・保護者との共通理解を深めることはきわめて重要である。これにもまた事前の十分な養護教諭・保健主事との打ち合わせが重要である。

健康教育に係わることの重要性

多くの医師にとり医学生や看護学生に医学に関する話をすることはさほど難しいことでは無いだろう。しかし対象が児童・生徒となるとテーマが同じでも、どう話して良いか戸惑いが生じるのではないだろうか。しかしこの機会が、もし与えられるのであれば、積極的に参加してこそ学校の信頼が得られる。これもまた当然、事前の打ち合わせと、予行演習が欠かせないことは言う

までもない。保護者や学校関係者に同様の話をするよりは、児童・生徒に話をするよりは、遙かに簡単だと思われる。限られたテーマではあるが、学校から良く要求のあるテーマに関し、スライドをつけた講演資材を、前回・前々回の京都府医師会学校保健委員会「答申書」で作成・配布してある。これらを活用することで、少しはハードルが下がるとと思われる。しかしその当時日本医師会の内田常任理事より同様の資材を、日本医師会からも出すとの話であったが、4年を経過し未だに出ていない。

学校行事への参加の重要性

入学式、学芸会、運動会や卒業式など多くの学校行事の案内が学校医のところに届けられる。多くは診療時間等の都合で出席は難しいとは思いますが、子ども達の様子や学校の様子を感じ取る良い機会であり、学校側に学校医の存在をアピールする機会として時間が許す限り積極的に参加することも重要である。又、これも時間が許せばと言うことになるが、修学旅行や宿泊学習等についても、学校医が参加することにより養護教諭や保健主事はもとより、教職員と学校医のつながりはより親密になってくる。

学校医の心得

こどもの健全な発育に携わる学校医として、常に子ども達の心身の健康に関心を持ち、学校現場で教職員と密に連携を取り、今子ども達のために何ができるのか、何をせねばならないかを考える必要がある。そのためには、学校側にとって子ども達の諸問題について学校医に躊躇することなく、また心おきなく相談し易い環境作りが大切である。

具体的には、

- ①学校内での怪我など救急対応については、診察時間外でも学校側から連絡がとれるよう連絡先を学校側にきちんと伝えておく。
- ②学校側とより良い協調関係を築く。
(上から目線の対応ではなく、学校側の立場・状況を理解し尊重するよう努める)
学校側から相談されたことについては、出来る範囲内で協調性をもって積極的に対応する。
- ③医師という専門職であるゆえ学校保健の医療に関しての相談窓口として積極的に利用してもらおう。(例 子ども達の健康問題や疾病、予防接種についての指導、また研修会の講師派遣、また、自身で対応できない分野についてはさらなる専門家への紹介等)

究極的には学校側にとって、校医は困ったときに頼られる存在『学校かかりつけ医』になることが望ましい。そのためには、常日頃から学校保健に関心を示し、養護教諭や保健主事等と意思疎通を図り、対応に努めることが大切である。これらを踏まえ、学校現場が求めるであろう学校医の理想像に触れてみたいと思う。

- ・学校医に求められている職務内容や役割を理解し、実践していること
- ・新しい医学知識を吸収していること
- ・教育問題に関心があり、正しく理解していること
- ・学校医は、その学校の職員の一人であり、その学校の生徒の教育の一端を担っているという意識を持っていること

- ・時間に正確なこと
- ・生徒に対して親近感を持っていること
- ・生徒のもつ背景を理解しようとする事
- ・特権意識を持っていないこと

特に最後に記載した「特権意識を持たないこと」は、学校現場と意思疎通する上では、重要であるとする。

終わりに

くどくど述べたが、養護教諭・保健主事との連携強化の方策とは詰まるところ「学校に行こう！」これが最初にも述べたが結論である。